



令和3年5月24日

杉戸町教育委員会 様

杉戸町立小中学校通学区域等審議会

会長 輪島 正視

杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置について

(答申)

杉戸町立小中学校通学区域等審議会は、令和2年8月21日付杉教総第62号で杉戸町教育委員会から諮問を受け、杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置について、検討を重ねてきました。

このたび、諮問に対する考え方をとりまとめましたので、杉戸町立小中学校通学区域等審議会規則第6条第4項の規定に基づき、別添のとおり答申します。

杉戸町立小中学校の適正規模及び適正 配置について（答申）

令和３年５月

杉戸町立小中学校通学区域等審議会

目 次

1	はじめに	3
2	審議会の審議経過等	3
3	町立小・中学校の現状	4
①	児童・生徒数の推移	4
②	児童・生徒数の将来推計	5
③	小・中学校の規模	5
4	学校の小規模化に伴うメリット・デメリット	6
5	適正規模・適正配置の基準	7
①	適正規模の考え方	7
②	適正配置の考え方	8
6	適正規模・適正配置の推進の方策	8
①	学校統廃合（学校再編）について	8
②	通学区域の見直しについて	9
7	適正規模・適正配置の具体的な進め方	9
①	学校統廃合（学校再編）の検討基準	9
②	学校統廃合（学校再編）の検討手順	9
8	おわりに	10

付属資料

- 1 諮問書（写）
- 2 杉戸町立小中学校通学区域等審議会規則
- 3 学校の適正規模・適正配置に関するWEBアンケート調査結果報告書

1 はじめに

杉戸町教育委員会は、児童生徒数が減少している現状や学校教育の課題を踏まえ、より良い教育環境を目指し、学校の適正規模・適正配置について検討することを決定し、杉戸町立小中学校通学区域等審議会に対し令和2年8月21日に「杉戸町立小中学校の適正規模及び適正配置について」の諮問を行いました。

諮問を受けて以降、本審議会は、文部科学省が平成27年1月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」（以下、「文部科学省の手引」とする）を参考としつつ、児童生徒を取り巻く状況や教育情勢、社会情勢の動向などを考慮しつつ、令和3年5月までに計5回の議論を重ねてきました。

この度、この諮問について、本書のとおり結論を得たので杉戸町教育委員会に答申します。

2 審議会の審議経過等

○第1回審議会（令和2年9月29日）

- ・審議会規則に基づき、会長及び副会長を選出
- ・現在の杉戸町立小中学校の現状を把握し、今後のスケジュールについて検討

○第2回審議会（令和2年10月28日）

- ・東中学校及び杉戸小学校を視察し、現在の教育環境を直接確認
- ・保護者等への適正規模・適正配置に関するWEBアンケート調査の内容を検討

○保護者等への適正規模・適正配置に関するWEBアンケート調査の実施

○第3回審議会（令和3年1月19日）

- ・適正規模・適正配置に関するWEBアンケート調査の結果報告
- ※新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言発出により書面にて開催

○第4回審議会（令和3年3月15日）

- ・適正規模・適正配置の基準の検討
- ・答申案の検討

○第5回審議会（令和3年5月24日）

・答申について最終審議

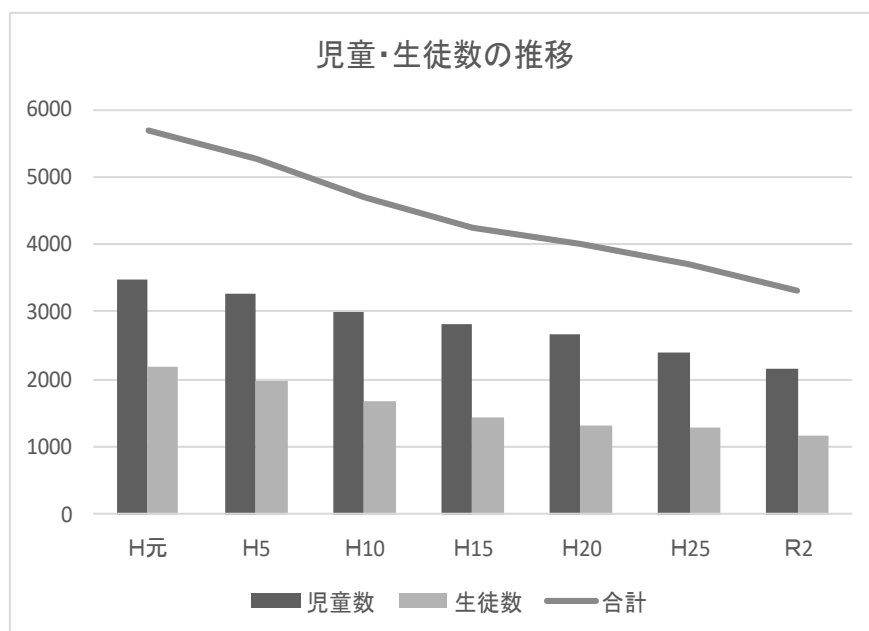
3 町立小・中学校の現状

本審議会が検討を行うに当たって、資料等を基に杉戸町の小中学校の現状について以下のとおり整理しました。

① 児童・生徒数の推移

当町における児童・生徒数は、昭和58年度の6,775人をピークに、緩やかに減少し、令和2年度は3,173人となっています。ピーク時の約47%になり、半数以下にまで減少しています。

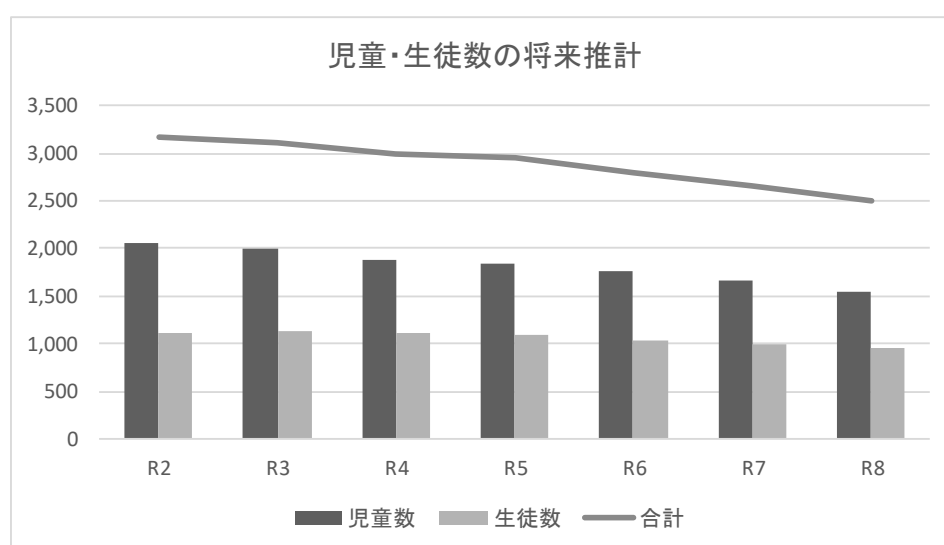
	H元	H5	H10	H15	H20	H25	R2
児童数	3,487	3,273	3,002	2,803	2,674	2,401	2,057
生徒数	2,197	1,984	1,678	1,426	1,314	1,287	1,116
合計	5,684	5,257	4,680	4,229	3,988	3,688	3,173



② 児童・生徒数の将来推計

人口減少と少子高齢化の流れは、今後も継続すると思われ、児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化はさらに進行すると考えられます。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童数	2,057	1,988	1,879	1,845	1,764	1,668	1,549
生徒数	1,116	1,124	1,107	1,098	1,037	989	959
合計	3,173	3,112	2,986	2,943	2,801	2,657	2,508



③ 小・中学校の規模

次の表は、町立小・中学校の学校規模を普通学級の学級数別に、それぞれ示したものです。令和2年度現在、小学校が6学級から20学級、中学校では4学級から18学級と学校間で大きな開きが生じています。

将来的には、令和4年度に東中学校が各学年単学級となり、令和7年度以降、転出等の社会減によっては、泉小学校で複式学級が発生することも想定されます。

なお、全国の公立小学校全学年で令和3年度から段階的に「35人学級」に移行することが予定されておりますので、1学級の児童の上限を35人とする「35人学級」となった場合の令和8年度の町立小学校の規模の見込みについても示します。

町立小学校の規模(普通学級)

令和2年5月1日現在

〈小学校〉

学級数	令和2年度		令和8年度(見込み)	
6以下	1校	泉(6)	3校	杉戸第三・泉※・高野台(6)
7～11	3校	杉戸第三(9)、西・高野台(11)	1校	杉戸第二(11)
12～18	1校	杉戸第二(12)	2校	杉戸(16)、西(12)
19以上	1校	杉戸(20)	—	—

※泉小は今後の児童の推移によっては3学年と4学年で複式学級の可能性もあり

《1学級35人の場合》

〈小学校〉

学級数	令和8年度(見込み)	
6以下	1校	泉(6)※
7～11	2校	杉戸第三・高野台(8)
12～18	3校	杉戸(17)、西・杉戸第二(12)
19以上	—	—

※泉小は今後の児童の推移によっては3学年と4学年で複式学級の可能性もあり

町立中学校の規模(普通学級)

令和2年5月1日現在

〈中学校〉

学級数	令和2年度		令和8年度(見込み)	
5以下	1校	東(4)	1校	東(3)
6～9	1校	広島(9)	1校	広島(9)
10以上	1校	杉戸(18)	1校	杉戸(16)

4 学校の小規模化に伴うメリット・デメリット

一般的に、学校規模が小さいと、以下のようなメリットが存在すると言われています。

- (1) 児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- (2) 学習活動や学校行事等において、児童生徒一人ひとりの活躍や登場の機会が多くなる。
- (3) 異学年との学習活動や体験的な学習、校外学習を機動的に行いやすい。
- (4) 校庭や体育館など、余裕を持って使用することができる。
- (5) 全教職員の意思の疎通が図りやすく相互の連携が密になりやすい。
- (6) 保護者や地域社会との連携が図りやすい。

一方で、児童生徒数が極端に少なくなった場合、以下のようなデメリットがあると言われています。

- (1) クラス替えができないことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- (2) 人数が限られ、様々な考え方に触れる機会や、お互いに切磋琢磨する機会が得られにくい。
- (3) 限られた人数の児童生徒の中で、社会性や協調性等が育みにくくなる。
- (4) 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の行事・教育活動の活気・活性化が図られにくくなる。
- (5) クラブ活動や部活動の種類が限定され、活動の幅が狭くなりやすい。
- (6) 学級数に応じた教員配置となるため、特に中学校では専門教科担当教員が配置されない場合が出てくる。
- (7) P T A活動等、保護者の負担が大きくなる。

5 適正規模・適正配置の基準

① 適正規模の考え方

望ましい学級数の考え方として、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要になります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

上記のことや保護者等へのアンケート調査結果を鑑み、杉戸町立小中学校の1学校あたりの学級数は以下が適当であると考えます。

(適正規模の基準)

【小学校の望ましい規模】 12学級から18学級

【中学校の望ましい規模】 9学級から18学級

※学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

中学校については第79条において小学校の規定を準用している。

② 適正配置の考え方

通学距離及び通学時間等について文部科学省の手引では、通学距離の目安を、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内としており、通学時間の目安をおおむね1時間以内としています。

杉戸町においても、これに準ずることを基本とします。

ただし、保護者等へのアンケート調査結果を鑑み、今後の学校統廃合等に伴う遠距離の通学については、スクールバス等による通学についても検討を行う必要があります。

(適正配置の基準)

【小学校の通学距離】 おおむね4km以内

【中学校の通学距離】 おおむね6km以内

【通学時間】 おおむね1時間以内

6 適正規模・適正配置の推進の方策

① 学校統廃合（学校再編）について

学校は児童・生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統廃合の適否の検討に当たっては、児童・生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多いところです。こうした中であって、「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統廃合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子ども達の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進める必要があります。また、単なる学校統廃合だけではなく、小中一貫校や義務教育学校への移行等を含め、学校再編として幅広い選択肢の中から検討を進める必要もあります。

② 通学区域の見直しについて

学校の適正配置の検討に当たっては、児童・生徒の通学条件を考慮する必要があります。学校統廃合（学校再編）を行うことは、児童・生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、5で定めた適正配置の基準をもとに児童・生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

7 適正規模・適正配置の具体的な進め方

① 学校統廃合（学校再編）の検討基準

5で定めた基準に基づき、適正規模の基準を下回ることが見込まれる学校については、学校統廃合（学校再編）の適否について検討を始めること。また、適正規模の基準を上回る学校についても保護者等の意向に応じて、学校統廃合（学校再編）の適否について検討することもできるものとします。

② 学校統廃合（学校再編）の検討手順

学校統廃合（学校再編）を検討する際には①で示した検討基準に基づき、学校統廃合（学校再編）の適否について検討する場合は、以下に示す手法等で、保護者、地域住民、学校関係者と連携・協力して取り組む必要があります。なお、学校施設は建築後25年を経過している建物が多く存在し、老朽化が進んでいることから学校統廃合（学校再編）を検討する際には建物の劣化の状況についても考慮する必要があります。

○杉戸町立小中学校通学区域等審議会

学校統廃合（学校再編）を検討する際には、杉戸町立小中学校通学区域等審議会へ改めて諮問することへの検討も必要となります。

○町長部局との連携による検討

学校統廃合（学校再編）については、多額の予算支出を伴う可能性があることや、まちづくり戦略の一環として行う必要があることから「総合教育会議」等を利用し教育委員会と町部局との緊密な連携のもとに検討を進める必要があります。

○説明会の開催等

学校統廃合（学校再編）の対象となる学校の保護者、地域住民等に対して説明会等を開催し、相互理解を図る必要があります。

8 おわりに

本審議会は、学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、現地視察や保護者等に対するアンケート調査を通し現在の杉戸町の実態を直接感じ、様々な意見等を考慮したうえでの答申としました。

子どもたちが成長していく学びの環境として何が最適か、我々大人に何ができるかを考え、委員一人ひとりが意見を出し合い議論した結果が本答申となります。

この答申を受け、正式に小中学校の適正規模・適正配置の基本方針を策定するに当たり、杉戸町教育委員会には、町が将来に向けて進めているまちづくりとの整合を図ったうえで答申内容の円滑な実現に向け努力されるよう望みます。